

『府県制度に関する都道府県及び市町村の意見の概要』

自治庁 [編]

自治庁発行 / 1957年6月 / 25cm / 56頁 / 図書番号0IZ-0920

本資料は地方制度調査会特別委員会が都道府県と市町村に対し、現行都道府県制度及び関連する国の制度について、①区域、②組織、③事務の配分、④国と都道府県及び市町村との関係、⑤財政、の5点について照会した結果の概要である。

①区域では、都道府県の区域の広狭や、区域の境界が社会・経済・交通等の実態に即応していないことで行政遂行上適当でないと考えられる点を問い合わせ、総合開発等の計画策定及び事業の実施に関する府県相互間の調整の不備等が問題点として挙げられている。また、どうすれば区域を適正化できるかとの問い合わせに対しては、市側から道州制の実施を求める強い主張がなされている。さらに、区域を適正化する場合の基準と方法についての問い合わせに対しては、種々の意見はあるが、各種の要素を考え合理的に決定すべきとするものが多い。

②組織では、知事公選制について、都道府県側は絶対的な地方自治の要件であるとの考え方から、制度は存続すべきとしているが、市側からは、都道府県制度を廃止して道州を設け、首長は市または町村の連合組織が推薦する者のうちから国が任命するなどとする改革意見も出されている。他に行政委員会制度については、執行機関の多元主義は能率的事務処理を困難にしているので、強度の政治的中立性が必要なものと準司法的機能を営むもの以外は首長に一元化し、他の執行機関は廃止すべきという意見が都道府県、市町村を通じて強い。

③事務の配分では、国（出先機関を含む）または各種団体、都道府県、市町村がそれぞれ処理している事務のうち、他の機関が処理することが適当であるものは何か、逆に従来都道府県が処理していた事務を国が、市町村が処理していた事務を都道府県または各種団体が処理することになったために生じている行政遂行上の得失は何かという問い合わせに対し、農林統計調査事務所等が行った統計調査結果と市町村の行った統計調査結果との隔たりが大きく、市町村の食糧行政に支障をきたしている等の意見がみられる。その上で、事務配分の基準や国の出先機関のあり方について意見を求めるとき、都道府県、市町村とも基本的には1950年の地方行政調査委員会議の勧告における3原則に従った事務の配分がなされるべきと回答している。国の出先機関については、その整理統合を主張する趣旨の意見が圧倒的である。

④国と都道府県及び市町村との関係では、都道府県に対する国の、また市町村に対する都道府県の指揮監督権、技術的援助、行政指導や、都道府県相互間の連絡調整等が適当であるかどうかを問う。これに対して、国または都道府県からの関与の方法については、都道府県、市町村とも立法または司法的関与を中心とし、権力的関与を極力排除することを求めていた。

⑤財政では、国、都道府県および市町村の間における財源配分や補助金制度、都道府県の財政力・財政運営についての問い合わせに対し、財源の絶対額の不足等が様々な問題を引き起こしていることが指摘されている。それらへの改革意見として、地方税財政制度に対しては地方交付税の交付税率の引上げ等が、国及び都道府県の補助負担金制度に対しては補助負担率の地方の実情に応じた補助基準策定等が要望されている。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）